新潟市都市計画マスタープラン(区別構想)の改定について

■新潟市都市計画マスタープラン(以下、「都市マス」)とは

都市計画法に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画(にいがた 未来ビジョン)と、新潟県が定める新潟都市計画区域マスタープランの方針に即して定めて いる。

> ⇒都市マスとは、住宅・工業・商業の<u>土地利用</u>や、 道路、公園、下水道などの<u>都市施設</u>に関する 将来計画について定めた**まちづくりの基本方針**のことです。

> > (R2.8.27 北区自治協議会配布資料より)

■「区別構想」の位置づけ

- ○都市マスは「全体構想」と「区別構想」の観点から将来計画について定める。
 - ・「全体構想」では、新潟市全域を対象とした、都市づくりに関わる分野におけるこれ からの進め方について長期的な展望を示す。
 - ・「区別構想」では、全体構想を踏まえつつ、各区の特性を考慮し、各区の将来像と方 向性を示す。

■「区別構想」改定の考え方

- ○基本的な都市づくりのビジョンは現行計画(平成20年策定)を引き継ぐ。
- ○これまでの社会情勢や市の状況を鑑み、20 年先を見据えつつ今後 10 年の計画の改定を 行う。
- ○現行計画の構成は、「区づくりの方向性」「構想図」の2項目各1頁であったが、改定後の構成は「区の概要」「現状と課題」「区づくりの方向性」「区づくりの構想図」の4項目各1頁とする。※8区共通

■今後のスケジュール

令和2年12月	令和3年1月	令和3年4月以降
【区別構想】	【区別構想】	【都市マス(素案)】
自治協議会 (全体会) へ素案	自治協議会 (全体会) へ修正	パブリックコメント
提示及び意見徴収	案説明	₩
		【都市マス(原案)】
		市議会議決